

医師紹介基本契約書

(以下甲という)と、株式会社メディカルメイツ(以下乙という)

とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して下記のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾する。

第2条（資料等の提供）

甲は乙に対して、甲が必要とする人材の採用に必要な資料ならびに情報の提供を適宜行う。

第3条（紹介手数料）

第1項 甲は乙に対し、甲が必要とする業務の医師報酬を提示する。甲が乙の推薦した人材を採用した場合、医師報酬の20%を紹介手数料として支払う。

第2項 交通費は、医師自宅からの往復の公共機関および必要に応じたタクシー料金を、報酬と併せ、甲が医師へ支払う。

第3項 乙は甲に対し、紹介手数料および消費税を、毎月末締めをもって請求し、甲は翌月末日迄に乙の指定する銀行口座に振り込む。

第4条（取消料）

乙が医師を確定した後に甲が委託を取り消した場合は、甲は取消料を下記の通り医師および乙に支払うものとする。

取消日	医師への報酬	乙への手数料
当日～7日前	100%	100%
8日～14日前	50%	100%
15日以上前	なし	なし

※遠方など条件が厳しい勤務および天災による取消の場合は、双方合意の上、取消料金を決める。

第5条（独自採用の禁止）

乙が甲に対して紹介した人材については、甲は乙の合意または介添えなしに独自に採用を決定し就職させることができない。違反した場合は、乙は甲に対して違約金を請求する。

第6条（情報の守秘義務）

甲乙双方共に本業務により知り得た業務上、営業上、人事上その他の情報を機密とし、いかなる場合においても第三者に開示もしくは提供してはならない。本条項は本契約終了後にお